

In sight Review

～ 世の中の確かな情報を鋭い視点でお届けします ～

【発行元】

シーケンシャル・フロンティア株式会社

浅岡会計事務所 (http://www.asaoka-kaikei.com)

佐々木不動産鑑定士事務所

名古屋市中区金山1丁目4番4号第9タツミビル9階

TEL:052-331-0135、0145 FAX:052-331-0167

【発行日】平成18年5月1日

ココが変わる税制改正 ～個人所得編～

18年の税制改革は、現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向けた改正となっております。その内容として、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施、定率減税を廃止、法人関連税制等について所要の措置を講ずる改正が行われました。今回は、個人所得の改正について、触れていきたいと思います。

1. 「所得税及び個人住民税の税率が改正されます」

19年度分より所得税の税率は4段階から6段階へ、個人住民税は一律10%へ改正されることになりました。

三位一体の改革の一環として、地方の財源を増やし、地方分権を推進するための改正となります。したがって、所得税から個人住民税へ財源移譲を行うことが目的のため、個々の納税者の**負担税率は、改正前と変わらない**ようになっています。

課税所得	改正前			改正後			
	税率			課税所得	税率		
	所得	住民	合計		所得	住民	合計
200万円以下	10%	5%	15%	200万円以下	5%	10%	15%
330万円以下	10%	10%	20%	330万円以下	10%	10%	20%
700万円以下	20%	10%	30%	700万円以下	20%	10%	30%
900万円以下	20%	13%	33%	900万円以下	23%	10%	33%
1,800万円以下	30%	13%	43%	1,800万円以下	33%	10%	43%
1,800万円超	37%	13%	50%	1,800万円超	40%	10%	50%

2. 「定率減税の廃止」

定率減税は、景気対策のための暫定的な税負担の軽減措置として導入されました。しかし、昨今の経済状況の改善等を踏まえ、17年の税制改正において、その額が2分の1に縮小され、今回の改正において廃止が決定しました。

この改正に伴い「源泉徴収額表」も改正となり、月々の税額負担がますます増加していくことになります。

しかし、税制改正大綱によれば、「今後の景気時動向を注視し、必要があれば、政府・与党の決断により、その見直しを含め、その時々を経済状況に機動的・弾力的に対応する」とされており、今後、また定率減税が行われる可能性もあります。

3. 「住宅ローン減税が個人住民税にも一部適用されます」

現行の住宅ローン減税は、所得税のみ対象となっていますが、20年度から、個人住民税もこの減税の対象となります。控除できる金額は以下の計算方法によって求められます。

社会保険控除後の給与等の金額30万円
扶養親族数 2人

源泉徴収税額	社会保険控除後の給与等の金額30万円 扶養親族数 2人	
	平成17年まで	平成18年から
	8,030円	9,040円

当該年分の住宅ローン控除額

当該年分の課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額に改正前の税率を適用した場合の所得税額(住宅ローン控除の適用がないものとした場合の所得税額)

とのうち、いずれか少ない金額

- 当該年分の所得税額 > 0

CONTENTS

ココが変わる税制改正

～個人所得編～・・・P.1～2

消費税率の

今後の動向について・・・P.3

政府税調が新たな

設備投資減税を検討!・・・P.3

セミナーのご案内・・・P.4

労働者への損害賠償請求・・・P.5

名古屋の地価動向と

不動産市場・・・P.6

投資信託最新情報～個人マネーが

流入する「BRICs投信」・・・P.7

今月の名言録・・・P.8

5月度の税務スケジュール・・・P.8



4.「地震保険料控除の創設」

昨今の震災被害が相次いでいることを踏まえて、住宅の地震対策税制が創設されました。現行の損害保険料控除では、火災保険料だけで控除枠を使いきってしまい、事実上、地震保険については損害保険料控除の適用外になっていました。そこで、今ある損害保険料控除を平成18年末で廃止し、19年より新たに地震保険料だけを対象とする保険料控除制度が新設されました。そのため、火災保険だけ加入している家庭では、現行の損害保険料控除の適用がなくなり、税額の負担増となります。

なお、この適用開始時期は所得税は平成19年分から、住民税は平成20年からとなっています。

	変更前	変更後
短期保険料	3,000円まで	廃止
長期保険料 (保険期間10年以上 返戻金有り)	15,000円まで (上記と合わせて控除限度額15,000円)	15,000円まで (平成18年までに契約したもののみ適用)
地震保険		50,000円まで (上記と合わせて控除限度額50,000円)

5.「住宅の耐震改修工事について減税が受けられます」

平成15年の国土交通省の調べでは、耐震性が不十分な建物が全国で1,150万戸あるそうです。今後、いつ来てもおかしくない地震に備え、早急な耐震改修を促進するため、一定条件をすべて満たした住宅について、**費用の10%**(上限を20万円とし、100円未満の端数切捨て)の**税額控除**を設けました。

- 条件1 計画に定められた一定の区域内に住宅があること
- 条件2 昭和56年5月31日以前に旧耐震基準により建築された家屋であること
- 条件3 現行耐震基準(昭和56年6月1日施工)に適合させるための耐震改修工事であること
(筋交いの新設や壁の増設等)
- 条件4 平成18年4月1日より平成20年12月31日までに行われた耐震改修工事であること
- 条件5 下記の書類を添付すること
 - ア.一定の区域の家屋である旨を記載したもの
 - イ.住宅耐震改修をした家屋である旨がわかるもの
 - ウ.耐震改修工事の費用(領収証等)



6.「近年の所得税控除の変遷」

最後に、ここ数年の主な税制改正をまとめました。

時期	項目	内容	
		変更前	変更後
平成17年 分より	公的年金等特別 控除の縮小	65歳以上の高齢者について最低140万円 を控除他	65歳以上の高齢者について最低120万 円を控除他
	老年者控除の 廃止	65歳以上で一定の者について50万円を 控除	廃止
	国民年金の証明書 添付義務	添付義務なし	申告書に証明書を添付
平成18年 分より	定率減税の半減	税額の20%を減額 (25万円を限界)	税額の10%を減額 (12.5万円を限界)
	寄付金控除の適用 下限額の引下げ	寄付金の額から1万円を控除	寄付金の額から5,000円を控除
平成19年 分より	定率減税の廃止	税額の10%を減額 (12.5万円を限界)	廃止
	損害保険料控除の 改組	短期保険 3,000円 長期保険 15,000円(最大15,000円)	短期保険 廃止 長期保険 15,000円 地震保険 50,000円 (最大5万円)

消費税率の今後の動向について

4月4日に竹中平蔵総務相が消費税率のアップ幅について「3%が一つの目安」と述べたのに対し、政府税制調査会の石弘光会長は同11日に「3%はありえない」とコメントしています。

竹中総務相の発言は、社会保障費や人件費、公共事業費などが劇的には変化しないという前提で、今後の経済成長(名目3%)による税収増加を見込めば、消費税率のアップは3%で足りるという主旨。

しかし、石会長はこれを「短期的な視点」と切り捨て、日本の経済成長、長期金利、少子高齢化などを考えれば、中長期的に消費税率のアップ幅は3%には止まらないと主張しています。

今後、この議論はますますヒートアップしそうな勢いですが、税制改正の鍵を最も握ると言われている自民党税制調査会(自民税調:柳沢伯夫会長)では、この問題について具体的な増税幅や増税時期に踏みこめていません。

谷垣財務相などは来年度からの消費税率アップをあきらめていない模様ですが、本格的な議論は早くとも今秋、遅ければ来年まで持ち越しとなることも考えられます。

ところで、その自民税調では4月4日に行われた会合で、当座の検討項目を決定しました。子育て支援減税や格差是正、企業の国際競争力強化につながる税制のあり方などを中心に議論を進めるそうですが、消費税の福祉目的税化など、将来の消費税率アップに向けた環境整備もテーマになるのではと見られています。

政府税調が新たな設備投資減税を検討！

自民党税制調査会は、国際競争力を高めようと、設備投資を促進させるインセンティブを考えています。新たな設備投資を活発に行う前向きな企業を税金面で応援する制度を、来年度の税制改正大綱に盛り込む考えです。

現行の設備投資に関する税制は、法令で定めた耐用年数(主な機械装置)が、欧米が7~8年のところ、日本の場合は10年と長く、その結果、設備投資の回収に3、4割余計に時間がかかっています。ところが周知の通り、世の中は技術革新のスピードが高まっており、老朽化した設備をいつまでも使っていたのでは企業間競争に負けてしまいます。したがって、企業は、新しい優れた機能の設備に資金を向かわせざるを得ない状況です。つまり、企業の事実上の耐用年数は短縮化しているのです。

ところが、日本の税制はそうした現状への対応が遅れ、40年以上の間、法定耐用年数をフォローせず、日本の企業は国際競争力の観点から不利なまま放置されてきています。

現行の設備投資に関する税制上のもう1つの問題は、設備の残存価格を10%に設定している点があります。残存価格とは、除却すべき設備のスクラップ価格のことですが、社会情勢が変わり、企業が保有する設備の売却価格の平均は、取得価格の0.34%に過ぎないのが現状です。10%ではあまりにも高く見積もり過ぎています。

会計上、設備の回収は減価償却によって行うのですが、この減価償却の限度額は、10%を超え5%まで可能としてきていました。それでも現状にはまったく合わない。それは、欧米では全額償却が一般的だからです。

今回の税制改正論議では法定耐用年数を短縮化し、また、残存価格をゼロ(円)にしようとしており、国際競争力強化の観点から、これで漸く欧米並みに追いつくことができます。地球が一つの経済社会になってしまった以上、是非そうしてもらいたいものです。



～ 中小企業のための商法改正セミナー ～

この5月1日から正式に施行されることとなった新会社法。これまでの株式会社と有限会社の区分がなくなり、株式会社に1本化されることとなりました。これにあわせて様々な項目で改正が加えられ、我々中小企業にとっても無関係ではいられなくなっています。

取締役会や監査役会などの各種機関やその役員の人数・任期などについて、会社側での裁量権が大幅に拡大され、これまでの画一的な定款ではなく、個々の企業の状況に応じた対応が可能となるのです。つまり、この機会に自社の定款の内容を再検討し、早期に新会社法に対応した内容へと変更することが不可欠ではないでしょうか。

また、会社の設立も資本金規制や類似商号規制などがなくなり、大変容易になっています。それだけに、新規で取引する企業については、これまで以上に慎重に対応することも望まれます。



今回は、これらの改正項目の中で、中小企業に特に関連するものを中心にご紹介させていただきます。是非ご参加ください。

日時 5月25日(木) 18:30～20:30
講師 浅岡会計事務所 浅岡 和彦
場所 名古屋都市センター(金山) 14階 第5会議室
会費 2,000円
定員 10名 人数限定のためお早めにお申し込みください。
申込 5月19日(金)までに当事務所へメールまたはお電話でお申し込みください。
e-mail: info@asaoka-kaikei.com tel: 052-331-0135, 0145

・大幅に改正となった会社法について、中小企業に関連するものを中心に解説します



One Point

飲食費等の5000円基準の運用上の注意事項

平成18年度税制改正においては、1人当たり5000円以下の一定の飲食費について交際費から除外されることになりました。従来も「1人当たり概ね3000円」という目安がありましたが、これは明文化された規定では無く、当局が慣例的に運用していたものです。これが、今回はじめて明文化(法令化)されたわけです。

具体的には、社外の者に振る舞った飲食費等について、その金額が5000円以下であれば接待交際費ではなく、その実態に合わせた費用(会議費、福利厚生費など)にできるということです。

交際費は、資本金1億円超の大企業では全額が損金不算入ですし、中小企業でも損金に算入できる額が限定されています。基準が3000円から5000円に上がったことは喜ぶべきことなのかもしれません。

しかし、事はそう簡単ではありません。従来の3000円基準は単なる解釈でした。解釈であれば、そこにある程度の余裕が生まれます。たとえば、3000円以上でも実態が会議費等である場合、また3000円を多少オーバー(3100円など)した場合などは、それを当局に主張することができました。ところが、5000円が法令化されると、その実態がどうであろうと、5000円を超える飲食費等は交際費とされることになりかねません。

また“一人あたり”という基準もクセ者です。これが厳密に運用されると、領収書等に人数や接待相手を書き込むというような対応が必要になります。ただ、それが他の接待(宿泊や記念品など)とセットになっている場合などでは、飲食費分のみを証明することは難しいと思われます。

この辺は今後の当局の運用を待つしかありませんが、いずれにしても、飲食費等が発生した場合は、その実態(ヒト・モノ・カネ)を分かるようにしておくことが重要になります。



労働者への損害賠償請求

従業員が、操作を誤って機械を壊したり、配送中に交通事故を起こし第三者に損害を与えたり、会社が従業員のミスにより損害を被った場合、損害賠償を請求できるケースがあります。

今回は、その損害賠償責任についてご案内します。

1. 会社が取ることができる人事上の措置

会社はこのようなミスをして会社に損害を与えた労働者に対して、就業規則で定めたいん責、戒告、減給、出勤停止等の懲戒処分をしたり、成績評価で不利益な評価をし、または降格や配置転換、解雇等の人事上の措置を取ることができますが、これらの措置も、労働者の犯したミスの程度と処分が均衡を保つことが必要です。

ただし、解雇や契約更新拒否等は労働者に与える不利益が大きいため、労働者の犯したミスと不利益が均衡しているか、会社がミスを回避するための安全対策や教育訓練をどの程度講じたか等を考慮して判断する必要があります。

2. 損害賠償の請求または求償

労働者が仕事を行っている時にミスをするなど、労働契約上の債務不履行があった場合に、実際の損害賠償の有無や損害額にかかわらず、一定の違約金を定めたり、賠償額をあらかじめ決めておくことは、労働基準法で禁止されています。しかし、労働者のミスによって具体的に会社に損害を与えた場合に、会社がその損害額を労働者に請求することは禁止されていません。

ただし、会社は、労働者の債務不履行などで、労働者に損害賠償請求権を有している場合でも、一方的に賃金と相殺することは認められていません。判例により賃金との相殺が認められるケースもあります。

3. 損害の公平な分担

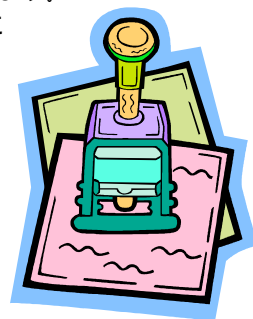
「損害の公正な分担」とは、…労働者の業務遂行は会社が決定しており、そこから発生することが通常予想されるリスクは、会社が負担することが公平であるという基本理念。

労働者が業務遂行中にミスをして、会社または第三者に損害を与えた場合、労働者に故意や過失があれば、債務不履行または不法行為として、損害賠償責任が発生するのが原則です。

しかし、労働者が労働を遂行する過程で通常発生することが予測されるミス(軽微な過失)の場合は、「損害の公正な分担」という信義則上の基本理念から、損害賠償請求を認めることは難しいといえます。

つまり、労働者が故意または重大な過失で会社に損害を与えた場合は、会社はすべての損害について請求することができるということになります。

ただし、労働者の犯したミスが通常予想されているものを超えている場合であっても、労働者に損害賠償責任は発生しますが、「損害の公平な分担」という基本理念により、会社の損害賠償請求を一定の割合で制限されるケースがほとんどです。



4. 労働者が賠償する責任の範囲

労働者が賠償する責任の限度は次の事項を総合的に考慮して判断されます。

事故を発生させた労働者の行為が危険を伴うものであったか

労働者の義務違反が重大なものかどうかという非難の程度

職場環境・安全対策・慣れた仕事か・過重な労働を命じたか等使用者の事故発生に対する寄与度

定型的危険に備えた任意保険加入の有無

労働者の日常的勤務態度

労働者の賃金等の労働条件と使用者の利潤や企業業績等

会社は上記に対し、危険予防措置を講じたとしても、労働者にその損害の全額を負わせることはできないと思われませんが、賠償請求は広く認められることはあるでしょう。

リスク対策の例

会社の就業規則に懲戒処分に関する規定がありますか(懲戒処分は規定がないとリスクが大きい)。その内容は犯したミスと処分の内容の均衡がとれていますか。

従業員に過度なノルマを課していませんか。

日頃から機械の点検や安全対策への安全教育をしていますか。

任意保険等に加入して、リスクを回避していますか。

名古屋の地価動向と不動産市場

全国商業地の2006年公示地価変動率

「元気な名古屋」が鮮明で、平成18年地価公示では名古屋駅前の名古屋近鉄ビル(名駅1-2-2)は、対前年比+38%と全国第一位の上昇率となり、上昇上位10地点のうち8地点を名古屋が占めました。

名古屋の都心地価を一口で言うならば過熱状態、都心商業地優良物件の需要は強いけれども供給が極端に少ない。買い手の競争から勢い高額の価格が成立し、都心周辺や優良住宅地にも上昇が拡大しています。

元気を支えているのは突出した経済力であり、名古屋といっても、愛知県やトヨタ自動車を指す場合が多いと思われます。地価上昇や名古屋景気といわれる消費行動では都心の名駅・栄が注目されますが、実際には、経済の中心トヨタ自動車の本拠地である愛知県の中央部西三河地域をなくしては語れません。

	所在地	上昇率 (%)	価格 (円/㎡)
1	名古屋市中村区名駅1丁目(名古屋近鉄ビル)	38.0	4,830,000
2	名古屋市中村区名駅4丁目(第3堀内ビル)	37.9	3,530,000
3	渋谷区神宮前5丁目(第21SYビル)	30.5	7,150,000
4	名古屋市中区栄3丁目(栄センタービル)	30.4	1,500,000
5	名古屋市中村区名駅(名古屋三井ビル本館)	30.4	2,490,000
6	名古屋市中区栄3丁目(エフエックスビル)	30.3	4,000,000
7	名古屋市中村区名駅3丁目(NFC名駅ビル)	29.5	2,020,000

名古屋駅前地区の旺盛な商業集積化

名古屋駅前は、JR・名鉄・近鉄・地下鉄各駅が集中するターミナルで東海三県の主要都市に直結しています。

以前はオフィスが中心で、百貨店の多い栄交差点一帯と比べやや低い地価水準でした。しかし、平成11年末JR名古屋駅構内にJRセントラルタワーズがオープンして景観は一変し、栄と拮抗することとなりました。

JRセントラルタワーズは地上53階地下4階建て、総投資額2010億円という全国最大級の複合商業施設で、高島屋・ Marriottホテル・事務所・東急ハンズが入居しています。高島屋は平成12年3月開業以来4年連続して年率10%近い売り上げ増となって、栄の三越百貨店と肩を並べ、東海3県の商業地図を一変しました。

さらには、建築中の「ミッドランドスクエア」が今年9月にオフィス棟完成予定。トヨタ自動車の海外部門の移転・関連企業の進出も合わせ1万人以上のオフィス人口の増加が見込まれています。このほかにも、07年には「名古屋ルーセントタワー」、08年には「三井再開発ビル」(名古屋モード学園など入居予定)がいずれも名駅通りに完成します。

「大名古屋ビル」の再開発も取りざたされており、広域の集客力が実証された名古屋駅エリアは近い将来高層ビルが建ち並ぶことになりそうです。

名古屋駅前地区はポテンシャルと発展性があり、リート目的等ファンドを中心に物件取得意欲は強いものの、高度商業地は名駅通り・桜通り等極めて限定された範囲です。したがって、物件の供給は極めて少なく、市場に出れば高額(公示地価の2倍以上)で売買されるのは確実な状況が続いています。

栄地区(栄南地区)の名古屋最大商業ゾーン

栄は名古屋三越・松坂屋・丸栄という三大百貨店の他パルコも立地する名古屋最大の商業ゾーンです。ここ数年、大津通り沿いの路面店に海外ブランドショップの進出が盛んです。松坂屋・パルコが増床し、平成17年3月には三越南側に三越専門館「ラシック」がオープンしたため商業集積は益々高まっています。名古屋駅前とは違って街全体のスペースが広く、買い物客を中心に回遊性に優れているといえます。

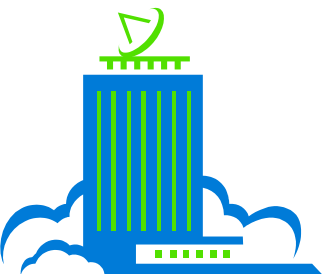
栄南が発展したのは1996年ナディアパーク(ロフト・複合商業施設とデザインセンター等)のオープンが契機です。以前の栄地区は百貨店と地下街中心の閉鎖型繁華街でしたが、(南)大津通りや背後の路面店を中心に人通りが増え、繁華街が拡大したことにより、栄地区の南側に発展する大須地区との連続性も生まれたのでした。

数年前まで、最高地は東西の広小路通り沿いでしたが、現在は三越前を南北に走る大津通り沿いに移っています。

商業集積が進んだことで松坂屋周辺の人通りが増加し、地価は栄交差点から松坂屋前までの間が平準化する方向にあります。こうした流れを背景に、松坂屋前の地価公示地点は平成14年公示以降連続して上昇しています。

栄地区の不動産は、リートと資産家(個人・法人)が競合し、優良資産を求める個人や法人の提示価格がリートを上回る傾向にあります。市場に出る優良物件は少なく、入札等により相当高水準で売却されるケースもみられ、過熱しています。

1階路面店賃料は5万円/坪は下回ることなく、依然上昇傾向にあります。1階部分としての賃料水準は駅前地区より相当高いといえますが、逆に上層階のオフィス需要が弱く高度利用の点で駅前地区に大きく劣っています。



投資信託最新情報 ～個人マネーが流入する「BRICs投信」

国内の個人マネーが、新興市場国の株式市場に流入しています。金融情報会社のQUICK・QBR(東京・千代田)によると、国内で募集した新興国向けの追加型株式投信の残高は、3月6日時点で2兆882億円に達しました。

この1年で3.5倍の規模になり、特に昨年末からの急増ぶりが目立ち、牽引しているのは残高の約8割を占めるBRICs諸国の投信です。日興アセットマネジメントが3月1日に運用を始めたBRICs投信は前週末までに、約1200億円の資金を集め、「投資先の市場に見合った運用規模の上限に達した」と募集を一時停止しました。

新興国に個人マネーが流れ込む背景には、中長期にわたる経済の高成長への期待があり、対象となる国々では、企業収益の伸びが先進国を上回る企業が多いものとなっています。

BRICs諸国、GDPは2040年前後にG7を上回る規模へ

IMF(International Monetary Fund: 国際通貨基金)による予想経済成長率を見ると、ブラジルが前年比3.5%、ロシアとインドが6.7%前後、中国が7.5%と、2005年も日米欧の先進国より高い成長が見込まれています。

また、経済成長を押し上げる「労働人口の増加」と「生産性の向上(資本蓄積+技術革新)」などを基にした長期予想でも、高い成長が見込まれており、各シンクタンクの予想を平均すると概ね以下ようになります。

- ・ **BRICs**: 現在世界人口の約42%を占めるBRICsは、生産性の向上によって2040年前後にGDP規模でG7(米、日、独、英、仏、伊、加)を上回る
- ・ **中国**: BRICsの中でトップを走る中国は、教育・インフラ整備で一人当たりの生産性の向上を図り、2010年代半ばに日本、2040年前後に米国を抜いて世界一へ踊り出る
- ・ **インド**: BRICsの中で唯一、2050年まで人口増が見込めるインドは、2030年代前半に日本を抜いて、世界第3位の経済大国へ
- ・ **ブラジルとロシア**: 2050年頃には日本と肩を並べるレベルにまで拡大

労働人口の減少が予想される日本(予想経済成長率は年平均1%前後)とは対比的に、中長期的には中国を中心としたBRICsが世界経済における重要な核となることは間違いないと言えます。



BRICs投資は投資目的によってファンドの使い分けをしよう

BRICs諸国へファンドを使って投資をしている方から良く聞かれるのは「BRICsオープン」か、それとも「インドオープン」「チャイナオープン」などの個別ファンドのどちらに投資したら良いのか、という質問です。

BRICsオープンとは絶対リターンの追求が投資の目標です。例えばすべての国に短期的に消極的な投資スタンスの場合現金の比率を増やせるようになっていきます。運用ルールでは最大投資比率が50%まで下げられます。

また投資する国も2ヶ国まで減らせるようになっていきます。つまり極端な例ではファンドの50%を現金、25%が中国、25%がロシアといった配分も可能なのです。

一方の中国、インド、ブラジルなどの個別ファンドは資金をほぼ100%それぞれの株式市場に投資します(これをフルインベストメントと言います)。例えば、HSBC「BRICsオープン」の国別投資割合をみるとキャッシュが8.8%を占め、中国約28%、ロシア約26%、ブラジル約23%の順となり、インドは約14%と最も低くなっています。

つまり「BRICsオープン」への投資は、投資先の銘柄選択だけでなく4ヶ国へ配分比率までHSBCに任せることです。

一方、個別のファンドを購入するということは、HSBCには銘柄選択だけをお願いして、配分比率は自分で決定することになります。最終的には、自分の投資目的に応じて使い分けることが重要となります。

ファンド名	投信会社	設定日	基準価額 (4/26)	騰落率(%)			純資産 残高
				1カ月	3カ月	6カ月	
JPモルガン BRICs5	JPモルガン・ アセット・マネ	2005年 12.28	12385円	10.8	20.5	-	1095億円
シュローダー BRICs株式	シュローダー 投信投資顧問	2006年 1.31	10619円	11.0	-	-	72億円
HSBC/BRICs オープン	HSBC	2005年 9.30	13172円	1.7	17.0	26.6	116億円

今月の名言録

人生の目的を求める

人生の目的を見失って、刹那的に生きようとする若者が増えてきています。会社に入っても、生活の糧としての給料をもらうために仕事をするだけで、趣味やレジャーに生きがいを求める人も多くなっています。時代の流れですから、無理もないのかもしれませんが、しかし、そればかりでは空しくなってしまうでしょう。しばらくは面白いかもしれませんが、結局はみんなもっと高いレベルの目的を求めざるを得ず。

私は、自分がそうであったように、「仕事に打ち込んで、世の中に役立ち、自分自身も幸せだった」と感じられる生き方が、時代がどう変わろうと、最終的にはみんなが求めているものではないかと思います。世の中がどのように変わっても、善を追求するという人間の本性は変わらないからです。

中には、この考え方に反発する人もいるかもしれませんが、それでも私は、この生き方を今後も説いていこうと考えています。

人生経験を積んだはずの三十代後半から上の人たちが自信を失って、世の中が変わったとか、古い話は通じないと思ひ込み、人生について話していないのがおかしいのです。自信をもって自分の生き方を話していけば、若い人も共鳴してくれるはずだと私は信じています。

「心を高める、経営を伸ばす」(稲盛和夫著、PHP社刊)

5月度の税務スケジュール

内容	期限
個人の道府県税及び市町村民税の特別徴収税額の通知	通知期限:5月31日
4月分源泉所得税・住民税の特別徴収額の納付	5月10日(水)
3月決算法人の確定申告	5月31日(水)
3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>	5月31日(水)
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>	5月31日(水)
9月決算法人の中間申告(半期分)	5月31日(水)
消費税の年税額が400万円超の6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>	5月31日(水)
消費税の年税額が4,800万円超の法人・個人事業者の1月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>	5月31日(水)
自動車税の納付(割賦期日:4月1日)	5月中において都道府県の条例で定める日
労働保険料の申告納付	5月22日(月)

事務所のご案内

名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル9階

TEL: 052 - 331 - 0135 (浅岡会計)

052 - 331 - 0145 (SFC)

FAX: 052 - 331 - 0167

<http://www.asaoka-kaikei.com>

本誌の内容で何かご質問などがございましたら、下記の担当までお問い合わせください。

税理士・行政書士
不動産鑑定士
社会保険労務士

浅岡 和彦
佐々木 勝己
近藤 裕美

